

2014年6月24日

追記：2014年7月04日
(追記部分は緑色網掛)

JIS Z 2305:2013 に基づく認証制度のお知らせ (追記版)

一般社団法人 日本非破壊検査協会
認証事業本部

本認証制度のお知らせは、現段階での決定内容です。運用方法を詰めていく段階で決定内容が変更されることもありますことをご承知おきください。

なお、認証制度及び実施方法等が確定しましたら、改めて説明会を開催する予定ですので、もう暫くお待ちください。

1. 試験実施について

改正制度 (JIS Z 2305:2013) による資格試験実施とそれに伴う現行制度 (JIS Z 2305:2001) による資格試験実施について

1.1 新規試験と新規再試験

< A : 改正制度 (JIS Z 2305:2013) >

- ・2015年秋期試験より改正制度による新規試験を、2016年春期試験より改正制度による新規再試験を実施します。
- ・受験料は、17,000円 (別途消費税) となります。

< B : 現行制度 (JIS Z 2305:2001) >

- ・2015年春期試験まで現行制度による新規試験及び新規再試験を実施します。
- ・2015年秋期試験では現行制度の再試験 (一次再試験及び二次再試験) は実施しません。
- ・2014年秋期試験及び2015年春期試験の受験申請をされる方は、2015年秋期試験での再試験が実施されないことを了解の上、受験申請してください。
- ・受験料は、12,757円 (別途消費税) です。

* 現行制度におけるレベル3基礎試験合格の有効 (合格後5年間) は、改正制度に変わっても引き続き有効です。

	試験年度 試験種別	2014年		2015年		2016年	
		春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
B	現行 JIS 新規試験	○	○	○	×	×	×
	現行 JIS 新規再試験	○	○	○	×	×	×
A	改正 JIS 新規試験	—	—	—	○	○	○
	改正 JIS 新規再試験	—	—	—	—	○	○

>>> 詳細な説明については、補足資料「2015年秋期試験における再試験の取り扱い」参照

1.2 再認証試験と再認証再試験

< A : 改正制度 (JIS Z 2305:2013) >

- ・2017年春期試験より改正制度による再認証試験を実施します。
- ・受験対象者は有効期限が2017年9月30日 (発効日2007年10月1日) 以降の方です。
- ・改正制度では、再認証試験1回と再認証再試験2回の計3回受験機会があります (該当する春期又は秋期の期ごとに3回受験する機会がありますが、最初の再認証試験に不合格となつてから再認証再試験を受験するまでに時間を掛けて練習する期間はありません)。
- ・受験料は、17,000円 (別途消費税) となります。

< B : 現行制度 (JIS Z 2305:2001) >

- ・2016年秋期試験まで現行制度による再認証試験を実施します。
- ・受験対象者は有効期限が2017年3月31日 (発効日2007年4月1日) までの方です。
- ・受験料は、12,757円 (別途消費税) です。

	試験年 有効期限	2014年		2015年		2016年		2017年	
		春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期	春期	秋期
B	2015年9月30日	現行②	現行③	現行④	—	—	—	—	—
	2016年3月31日	現行①	現行②	現行③	現行④	—	—	—	—
	2016年9月30日	—	現行①	現行②	現行③	現行④	—	—	—
	2017年3月31日	—	—	現行①	現行②	現行③	現行④	—	—
A	2017年9月30日	—	—	—	—	—	—	改正 ①②③	—
	2018年3月31日	—	—	—	—	—	—	—	改正 ①②③

*現行①～④：現行試験における再認証試験の回数（4回。4期で4回の受験機会）。

*改正①②③：改正試験における再認証試験の回数（3回。1期に3回の受験機会）。

2. 認証登録について

改正制度（JIS Z 2305:2013）による資格証明書の発行時期について

2.1 新規認証登録

< A：改正制度（JIS Z 2305:2013） >

- ・新規認証の申請有効期間は、試験合格後2年です（現行制度は3年）。
- ・改正制度による試験（2015年秋期）合格者より改正制度による「新規認証登録」資格証明書を発行します。
- ・新規認証登録料は、13,000円（別途消費税）となります。

< B：現行制度（JIS Z 2305:2001） >

- ・2015年10月1日発効までの「新規認証登録」資格証明書は、現行制度による審査が行われ現行制度の資格証明書を発行します。新規認証登録料は、10,000円（別途消費税）です。
- ・2016年4月1日発効からの「新規認証登録」資格証明書は、改正制度による審査が行われ改正制度の資格証明書を発行します。ただし、改正制度による審査となるため、新規認証の申請有効期間は試験合格後2年間が適用され、新規認証登録料は、13,000円（別途消費税）となります（2013年春期・秋期試験合格者は2016年4月1日発効以降の新規認証申請はできません）。

	資格発効日 合格年	2013	2014	2014	2015	2015	2016	2016	2017	2017	2018
		10/01	04/01	10/01	04/01	10/01	04/01	10/01	04/01	10/01	04/01
B	現行 2013年春期	現行①	現行②	現行③	現行④	現行⑤	現行⑥	—	—	—	—
	現行 2013年秋期	—	現行①	現行②	現行③	現行④	現行⑤	現行⑥	—	—	—
	現行 2014年春期	—	—	現行①	現行②	現行③	現行④ ↓ 改正④	現行⑤	現行⑥	—	—
	現行 2014年秋期	—	—	—	現行①	現行②	現行③ ↓ 改正③	現行④ ↓ 改正④	現行⑤	現行⑥	—
	現行 2015年春期	—	—	—	—	現行①	現行② ↓ 改正②	現行③ ↓ 改正③	現行④ ↓ 改正④	現行⑤	現行⑥
A	改正 2015年秋期	—	—	—	—	—	改正①	改正②	改正③	改正④	—
	改正 2016年春期	—	—	—	—	—	—	改正①	改正②	改正③	改正④
新規認証登録料		10,000円（別途消費税）					13,000円（別途消費税）				

*2013年春期・秋期試験合格者は、2015年10月1日発効の「新規認証登録」資格証明書の申請までです。

*2014年春期・秋期、2015年春期試験合格者は、2015年10月1日発効の「新規認証登録」資格証明書の申請までは現行制度による資格証明書発行、2016年4月1日発効の「新規認証登録」資格証明書の申請からは改正制度による資格証明書発行となります。

2.2 更新登録（下表からご自身の所有する資格証明書の切り替え時期をご確認ください）

＜改正制度（JIS Z 2305:2013）＞

- ・2016年4月1日発効からの「更新登録」資格証明書は、改正制度の資格証明書を発行します。
- ・2016年4月1日発効からの「更新登録」資格証明書のための「資格継続調査」は、改正制度に基づく書類審査となります。審査項目が変わりますのでご注意ください。更新登録料は、7,000円（別途消費税）となります。

>>> 詳細な説明については、「JIS Z 2305 改正に伴う資格継続調査の実施について」参照

＜現行制度（JIS Z 2305:2001）＞

- ・2015年10月1日発効までの「更新登録」資格証明書は、現行制度の資格証明書を発行します。更新登録料は、5,000円（別途消費税）です。

2.3 再認証登録（下表からご自身の所有する資格証明書の切り替え時期をご確認ください）

＜改正制度（JIS Z 2305:2013）＞

- ・2016年4月1日発効からの「再認証登録」資格証明書は、改正制度の資格証明書を発行します。
- ・2016年4月1日、10月1日、2017年4月1日発効の「再認証登録」資格証明書のための「資格継続調査」は、改正制度に基づく書類審査となります。審査項目が変わりますのでご注意ください。再認証登録料は、13,000円（別途消費税）となります。

>>> 詳細な説明については、「JIS Z 2305 改正に伴う資格継続調査の実施について」参照

- ・2017年10月1日発効以降の「再認証登録」資格証明書のための「資格継続調査」は、再認証受験申請の際に実施されますので、試験合格後に改めて実施は致しません。

＜現行制度（JIS Z 2305:2001）＞

- ・2015年10月1日発効までの「再認証登録」資格証明書は、現行制度の資格証明書を発行します。再認証登録料は、10,000円（別途消費税）です。

表 改正制度（JIS Z 2305:2013）による更新及び再認証の開始時期

発効年月日	有効期限 (5年目)	資格継続調査*1 (5年目)	更新年月日	有効期限 (10年目)	再認証試験受験年	資格継続調査*1 (10年目)	発効年月日 (再認証)
2004/04/01	2009/03/31	2008/11	2009/04/01	2014/03/31	2012年春期～2013年秋期	2013/11	2014/04/01
2004/10/01	2009/09/30	2009/05	2009/10/01	2014/09/30	2012年秋期～2014年春期	2014/05	2014/10/01
2005/04/01	2010/03/31	2009/11	2010/04/01	2015/03/31	2013年春期～2014年秋期	2014/11	2015/04/01
2005/10/01	2010/09/30	2010/05	2010/10/01	2015/09/30	2013年秋期～2015年春期	2015/05	2015/10/01
2006/04/01	2011/03/31	2010/11	2011/04/01	2016/03/31	2014年春期～2015年秋期	2015/11	2016/04/01
2006/10/01	2011/09/30	2011/05	2011/10/01	2016/09/30	2014年秋期～2016年春期	2016/05	2016/10/01
2007/04/01	2012/03/31	2011/11	2012/04/01	2017/03/31	2015年春期～2016年秋期	2016/11	2017/04/01
2007/10/01	2012/09/30	2012/05	2012/10/01	2017/09/30	2017年春期	___*2	2017/10/01
2008/04/01	2013/03/31	2012/11	2013/04/01	2018/03/31	2017年秋期	___*2	2018/04/01
2008/10/01	2013/09/30	2013/05	2013/10/01	2018/09/30	2018年春期	___*2	2018/10/01
2009/04/01	2014/03/31	2013/11	2014/04/01	2019/03/31	2018年秋期	___*2	2019/04/01
2009/10/01	2014/09/30	2014/05	2014/10/01	2019/09/30	2019年春期	___*2	2019/10/01
2010/04/01	2015/03/31	2014/11	2015/04/01	2020/03/31	2019年秋期	___*2	2020/04/01
2010/10/01	2015/09/30	2015/05	2015/10/01	2020/09/30	2020年春期	___*2	2020/10/01
2011/04/01	2016/03/31	2015/11	2016/04/01	2021/03/31	2020年秋期	___*2	2021/04/01
2011/10/01	2016/09/30	2016/05	2016/10/01	2021/09/30	2021年春期	___*2	2021/10/01
2012/04/01	2017/03/31	2016/11	2017/04/01	2022/03/31	2021年秋期	___*2	2022/04/01
2012/10/01	2017/09/30	2017/05	2017/10/01	2022/09/30	2022年春期	___*2	2022/10/01
2013/04/01	2018/03/31	2017/11	2018/04/01	2023/03/31	2022年秋期	___*2	2023/04/01
2013/10/01	2018/09/30	2018/05	2018/10/01	2023/09/30	2023年春期	___*2	2023/10/01
2014/04/01	2019/03/31	2018/11	2019/04/01	2024/03/31	2023年秋期	___*2	2024/04/01
2014/10/01	2019/09/30	2019/05	2019/10/01	2024/09/30	2024年春期	___*2	2024/10/01
2015/04/01	2020/03/31	2019/11	2020/04/01	2025/03/31	2024年秋期	___*2	2025/04/01
2015/10/01	2020/09/30	2020/05	2020/10/01	2025/09/30	2025年春期	___*2	2025/10/01
2016/04/01	2021/03/31	2020/11	2021/04/01	2026/03/30	2025年秋期	___*2	2026/04/01

*1 資格継続調査の実施年月は予定です。変更する場合があります。








*2 再認証受験申請の際に実施します

*黄色網掛けは改正制度（JIS Z 2305:2013）による試験及び認証です。

以上

補足資料「2015年秋期試験における再試験の取り扱い」

新規試験の改正 JIS 試験を開始する 2015 年秋期においては、現行 JIS 試験の再試験は実施しませんので、予めご了解ください。

試験制度 受験期	現行 (JIS Z 2305:2001)		改正 (JIS Z 2305:2013)
	2014 年秋期	2015 年春期	
2014 年秋期 新規試験を受験	一次（筆記）新規試験 不合格の場合 JSNDI から再試験受験申請書を送付します。	 一次（筆記）再試験 合格の場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> ※2015 年秋期の受験を希望される場合は、JIS Z 2305:2013 による新規試験を受験申請し、一次試験から受験してください。 </div>  
	※2014 年秋期試験において一次（筆記）新規試験を 合格 され、二次（実技）試験が 不合格の場合 、2015 年春期二次再試験を受験申請することが出来ます。	 二次（実技）試験 不合格の場合 JSNDI から再試験受験申請書は送付しません。	
2015 年春期 新規試験を受験		一次（筆記）新規試験 不合格の場合 JSNDI から再試験受験申請書は送付しません。	 現行 (JIS Z 2305:2001) の一次（筆記）再試験は実施しません。  現行 (JIS Z 2305:2001) の二次（実技）再試験は実施しません。
		合格の場合  二次（実技）試験 不合格の場合 JSNDI から再試験受験申請書は送付しません。	

JIS Z 2305 改正に伴う資格継続調査の実施について

資格継続調査とは、資格保有者が、資格の「更新」及び「再認証」を受けるための書類審査です。
 JIS Z 2305 改正に伴い資格継続調査の実施に下表の変更（下線赤字）があります。

	現行制度 (JIS Z 2305:2001)		改正制度 (JIS Z 2305:2013)	
	更新・再認証		更新	再認証
近方視力検査	近方視力検査は毎年実施する。		近方視力検査は毎年実施する。	
	文字の大きさは、Times Roman N6 又はそれに相当する文字の中の最小のもので。		文字の大きさは、 <u>Jaeger number1、Times Roman N4.5 又はそれに相当する文字 (1.6mm の高さがあること)</u> の中の最小のもので。	
	資格継続調査の際に1年以内に実施された検査により、雇用主が視力の要求事項を満足していることを証明します。		資格継続調査の際に1年以内に実施された検査により、雇用主が視力の要求事項を満足していることを証明します。	<u>受験申請</u> の際に1年以内に実施された検査により、雇用主が視力の要求事項を満足していることを証明します。
色覚検査	申請する NDT 方法で使われる色彩間のコントラストを見分けて識別できることを検査します。		申請する NDT 方法で使われる色彩 <u>又はグレイスケール (灰色の濃淡)</u> 間のコントラストを見分けて識別できることを検査します。 *色覚検査は、色彩間のコントラスト (例：石原式色覚検査) を推奨	
	資格継続調査の際に1年以内に実施された検査により、雇用主が視力の要求事項を満足していることを証明します。		<u>改正制度では、資格継続調査の際に実施しません。</u>	<u>受験申請</u> の際に1年以内に実施された検査により、雇用主が視力要求事項を満足していることを証明します。
大幅な中断の定義	申請する NDT 方法に関わる業務の欠如又は変更で、連続した1年間。		申請する NDT 方法に関わる業務の欠如又は変更で、連続した1年間。	
	/		<u>申請する NDT 方法に関わる業務の欠如又は変更で、2回以上の期間の総計で2年間を超える。</u>	
資格継続調査の実施時期	資格登録後5年目及び10年目の有効期限の前に実施		資格登録後5年目の有効期限の前に実施	<u>受験申請の際に実施</u>
資格登録後5年目の更新登録料	資格継続調査適格後の更新登録料 5,000円 (別途消費税)		資格継続調査適格後の更新登録料 <u>7,000円</u> (別途消費税)	/
資格登録後10年目の再認証登録料	再認証試験合格、 <u>資格継続調査適格</u> 後の再認証登録料 10,000円 (別途消費税)		/	再認証試験合格後の再認証登録料 <u>13,000円</u> (別途消費税)

以上